

## 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算

平成18年4月の介護報酬改定により新設された居宅介護支援費の特定事業所集中減算について、本府における取扱いは次のとおりです。

各指定居宅介護支援事業者においては、本減算制度の趣旨を踏まえ、特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正中立で適切なケアプランの作成をお願いします。

### 特定事業所集中減算とは

正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与の各サービスのいずれかで、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が100分の90を超えている場合、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

### 判定期間、府への報告期限、減算適用期間

区分	判定期間	京都府への報告期限・報告先		減算適用期間
前期	3月1日～ 8月31日	9月15日	居宅介護支援事業所の所在地  <b>各所管の京都府 保健所企画調整室</b>	10月1日～ 翌年3月31日
後期	9月1日～ 2月末日	3月15日	<京都市内の事業所については、 京都市介護保険課>	4月1日～ 9月30日

### 算定及び報告方法

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度、前期及び後期ごとに別紙「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」(様式1)により減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が90%を超える場合は、各期の報告期限までに、京都府へ正副各1部を届け出てください。

その際、正当な理由がある場合は、別紙「正当な理由に関する説明書」(様式2)を様式1の裏面にして合わせて提出してください。その正当な理由が適当と認められる場合は、副本に受理印を押印の上、返戻します。

報告様式等につきましては、京都府ホームページに掲載していますのでご確認ください。

なお、新規指定や休止または廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6月を満たさない場合は、提出不要です。

## 計算方法及び提出書類について

< 次頁に計算例 >

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
訪問介護を位置つけた計画数

通所介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
通所介護を位置つけた計画数

福祉用具貸与に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数  
福祉用具貸与を位置つけた計画数

から のいずれか  
が90%を超える場合  
は、届出の対象

いずれも90%を  
超えない場合は  
届出は不要

【様式1】特定事業所集中減算届出書  
【様式2】正当な理由に関する説明書  
( 正当な理由がある場合 )

知事へ提出  
実地指導時等に提示

【様式1】特定事業所集中減算届出書  
を作成し、2年間保存。

実地指導時等に提示

(計算例)

判定期間内に訪問介護を位置づけた計画数が11件の場合

計画	利用者	事業者名	法人名	法人カウント
1	Aさん	エ		法人 1件
2	Bさん	アイ		法人 1件
3	Cさん	イウ		法人 1件 法人 1件
4	Dさん	ア		法人 1件
}	}	}	}	}
11	Kさん	イ		法人 1件
<u>11</u> (総計画数)				法人 10件(紹介率最高法人) 法人 1件 法人 1件

法人開設：ア事業所、イ事業所  
法人開設：ウ事業所  
法人開設：エ事業所

$$\frac{10 \text{ 件 (訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数)}}{11 \text{ 件 (訪問介護を位置づけた計画数)}} = 90.9090 \cdot \%$$

計算上の留意事項

「**を位置づけた計画数**」(=分母)は、利用者1人につき1件となります。  
居宅サービス計画にサービスが位置づけられても、利用実績がない月は算定から除きます。

「**に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数**」(=分子)は、同一サービスについて、2カ所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とします。

同一法人でない場合は、それぞれの法人に1件ずつカウントします。

介護予防支援、地域密着型サービス(認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護)は計画数に含みません。

計算結果は、小数点以下の端数処理を行わず、「90%」の判定をしてください。

(例) 90.0103...% 減算  
89.9533...% 減算にならない